

2011年4月13日

**東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震の被災地域のお客さまに対する
保険契約の失効に関する特別取扱いについて**

メットライフ アリコ（日本における代表者・社長：高橋和之）は、地震により被災された地域にお住まいのお客さまのご契約について、保険料の払込猶予期間延長のお申し出がない場合でも、自動的に猶予期間を最大6ヶ月延長し、2011年9月30日までご契約を有効に継続させていただく特別取扱いを行います。3月15日に弊社よりご案内致しました「お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月延長する」お取扱いについて、お申し出がない場合でも自動的に猶予期間を延長するお取扱いへの変更となります。

1. 保険料払込猶予期間の延長 2011年9月30日まで
2. 対象契約 災害救助法適用地域（※）に居住されていて被災された
ご契約者をご加入されているご契約

（※）2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域（ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く）および長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用地域

なお、保険料払込猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて別途保険料をお支払いいただく必要があります。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

電話番号 0120-881-796

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間 月～金 9:00-20:00 / 土 9:00-17:00 （日・祝日・年末年始 休み）